

○枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 16 年 9 月 30 日  
規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年枚方市条例第 28 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第 2 条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第 3 条第 1 項の申請書 様式第 1 号
- (2) 条例第 3 条第 2 項第 3 号の事業計画書 様式第 2 号
- (3) 条例第 3 条第 2 項第 3 号の収支予算書 様式第 3 号
- (4) 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の事業報告書 様式第 4 号

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 [平成 16 年 9 月 30 日公布]

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成 29 年 3 月 30 日公布]

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 [令和 2 年 12 月 28 日規則第 85 号]

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 [令和 5 年 3 月 28 日公布]

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第 1 号により作成した用紙として使用することができる。